

都留市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

都留市長 日向美徳

都留市条例第19号

都留市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

都留市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年都留市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の都留市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は令和8年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた都留市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償(以下「葬祭補償」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の都留市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの(その額が66万円未満であるものに限る。)の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。